

# 議事運営規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、組合同約第3章に定められている大会・中央委員会を円滑にするために設ける。

また、この規則に定めていない事項で必要なことは、その都度決めることができる。

## 第2章 資格審査委員会および資格審査

### (選 出)

第2条 資格審査委員は各地区(ブロック)より1名、中央執行委員1名をもって構成し、委員長には委員の互選により選出する。

### (開 催)

第3条 資格審査委員会の開催は原則として会議開催の前日に開催する。

### (代議員の選出)

第4条 各分会は開催5日前までに代議員名簿を作成し、中央執行委員長に提出しなければならない。

### (審査の基準)

第5条 資格審査の基準は次のとおりとする。

- (1)代議員は規約の手続きを経て選出されたものであること
- (2)組合本部の代議員証を所持していること
- (3)会議構成の定数および出席数の確認

### (報告義務)

第6条 資格審査の結果は、大会・中央委員会に報告しなければならない。

## 第3章 議長・副議長

### (選 出)

第7条 大会議長は組合同約第16条に基づき選出し、中央委員会は組合同約第25条に基づき選出する。

### (権 限)

第8条 議長は議事運営に必要な権限を有し、議事を民主的にかつ円滑に行うため、必要に応じ発言の停止・退場命令・議場の一時閉鎖などを行うことができる。

さらに議長は、書記を任命する。

## 第4章 議事運営委員会

### (性 格)

第9条 大会ならびに中央委員会の議事運営を円滑に行うため議事運営委員会を設ける。

### (選 出)

第10条 議事運営委員会は各地区(ブロック)より1名、中央執行委員1名をもって構成し、委員長は委員の互選により選出する。

### (任務の分担)

第11条 議事運営委員は資格審査委員を兼務することができる。

### (審議事項)

第12条 議事運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)議事日程の確認および変更
- (2)提出動議の取り扱い
- (3)来賓祝辞の取り扱い
- (4)議場が混乱した時の収拾
- (5)その他、必要事項

## 第5章 動 議

### (動議の提出)

第13条 大会代議員は大会において動議を提出することができる。

### (動議の撤回)

第14条 大会ですでに採択された動議を撤回しようとするときは大会の承認を得なければならない。

### (原案の修正)

第15条 原案を修正しようとするものは、あらかじめ文書をもって修正案を議長に提出し、議長はこれを全員に配布する。

## 第6章 発 言

### (許 可)

第16条 大会に出席したものは、すべて議長の許可を経なければ発言できない。

### (告 知)

第17条 会議中に発言しようとする者は、自己の支部・分会・職場ならびに氏名を告げなければならない。

### (範 囲)

第18条 発言は原則として議題の範囲を超えてはならない。

## 第7章 採 決

(方 法)

**第 19 条** 採決は原則として出席代議員の挙手、または無記名投票により行う。

ただし、大会の決定によりその他の方法を採用することができる。

(順 序)

**第 20 条** 同一の問題について代案または修正案がある場合、採決の順序は原案より遠いものから採決をする。

(廃案の取り扱い)

**第 21 条** 修正案または修正動議および原案が、ともに規程数に達しなかった時は廃案とする。

ただし、大会が特に廃案を不相当と認めた時は再審議することができる。

## 第 8 章 議事録

(議事の採録)

**第 22 条** 書記は開催より閉会までの議事を採録しなければならない。

また、議事録を議事が確認する。

## 第 9 章 傍聴者

(傍聴券)

**第 23 条** 大会の傍聴者は、定められた傍聴券を持って所定の席で傍聴する。

(行為の制限)

**第 24 条** 傍聴者は会議でみだりに発言したり、議事の妨害になるような行為をしてはならない。

ただし、特に重要な意見を述べようとするときは議長の許可を得て発言することができる。

## 第 10 章 規則の準用

(準 用)

**第 25 条** この規約は中央委員会においても準用する。

## 第 11 章 附 則

(規則の改定)

**第 26 条** この規則は中央執行委員会にて 3 分の 2 以上の賛成をもって改定することができる。

(施行期日)

**第 27 条** この規則は 2003 年 10 月 1 日より施行する。